
工学部・知識工学部 教職課程

教職課程

1. 教職課程を履修するにあたって

世田谷及び横浜キャンパスでは、主に理数系を中心とした専門教育・研究によって、科学技術者の養成を行うとともに、高度に発展した技術のもとでの持続可能な社会の実現に向け様々な観点から教育・研究を進めている。その中において、教職課程の果たす役割は、どういうところにあるのだろうか。

これまで日本は、科学技術に関しては技術立国といわれるほどに世界の先端を進んできた。学校教育は、その時々時代の要請に応えながら、理数教育・科学技術教育を通して必要な人材を育成し、この社会を支えてきた。近年、「知識基盤社会」への転換が叫ばれ、社会構造の急激な変化を余儀なくさせられている。少子高齢化、グローバル化、情報社会化が進む中、知識集約型の生産性の高い産業構造への転換が進められている。これに対し市民は、これら科学技術の成果を批判的に取り入れながら、十分に使いこなすことが求められてきている。そのためには、科学技術を正しく理解するとともに科学技術と人間社会の関わりに深い関心を持ち、これを生活のレベルに積極的に活用し、あるいはまた社会問題・環境問題や持続可能な世界を視野に入れながら豊かな生活を築くことが必要になる。他方で、子どもたちの理数離れが進行し、理数教科の選択回避や理数系大学の進学者の減少がもたらされ、今後さらに求められる科学技術とこれを基盤とした社会の維持・発展が危ぶまれている。

こうした現状を救うには、真の理数教育が必要なのである。それができるのは、理数教科の教員たちであり、特に学問としての数学、自然科学、技術学、情報学の楽しさを実感として味わってきている教員たちである。

現在皆さんは、自分で選択した学科に所属し、これから専門的知識・技能を身につけ、関連する分野で活躍しようとしている。それら専門の内容・知識・技能は、将来の自分を支え、あるいは社会を支える大きな柱になる。機械系、電気系、エネルギー系、建築・都市系、情報系、自然科学系で学ぶ専門的知識は、学校教育で扱う理数教科の基礎的知識の上に積み上げられ、またこれらの知識を発展・活用したものである。こういった背景をもった皆さんが、本学教職課程で学び、将来教職に就けば、他大学の教員養成学部を卒業した教員とは異なり、教科に関する知識・技能に比べものにならないくらいの広さ、深さを持つことになる。

子どもたちを理数教科に引き戻すには、彼らに興味を抱かせることが第一歩となる。そしてその一歩を足がかりに、豊かな学力を保障し、科学技術の本質的な理解をもたらし、同時に環境問題、持続可能な社会を築くためにはどうすればよいかを、子どもたちとともに探究できるのは、十分な専門的知識と豊かな教養を身につけた本学で育つ教員こそであると確信する。

なお、教員免許取得を志す者には、教育職員免許法に基づいて、必要な科目の単位を修得することが求められる。以下、その詳細について説明する。

2. 免許状について

学校教育法（昭和22年法律第26号）でいう「学校」（小学校・中学校・高等学校・幼稚園等々）の教員となるためには、「教育職員免許法」（以下「免許法」という）に定める、各相当学校の教員の相当免許状を有していなければならない。

教員免許状は免許法所定の科目の単位を修得した後、所定の手続により所轄庁に申請し、授与される。本学では、教職課程を開設し、中学・高等学校の普通免許状の取得に必要な科目を開講している。免許状の取得には、本学卒業要件とは別の基準による。つまり、当該学科を卒業するために必要な科目の単位を修得し、あわせて教職課程で定められた科目の単位を修得することが必要である。

3. 本学工学部・知識工学部で取得できる免許状の種類

(1) 免許状の種類

本学工学部・知識工学部の教職課程では、次の7種類の普通免許状を取得することができる。

中学校教諭 一種免許状	数 学
	理 科
	技 術
高等学校教諭 一種免許状	数 学
	理 科
	情 報
	工 業

※対象学科については次項を参照すること

(2) 対象学科

本学工学部・知識工学部の教職課程における対象学科は以下の通りである。

学部	学 科	免許状の種類 (教科)
工 学 部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
	原子力安全工学科	高等学校教諭一種免許状 (理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (理科, 技術)
	医用工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科)
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科, 技術)
	エネルギー化学科	高等学校教諭一種免許状 (理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (理科, 技術)
	建築学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
	都市工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
知識工学部	情報科学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
	情報通信工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
	経営システム工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
	自然科学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科)

4. 履修資格等

(1) 履修学生

教職課程を履修することができる者は、東京都市大学学則第4条に定める学生で、教職課程の承認を受けた者とする。

(2) 授業・単位

単位は、講義・実技・実験により、定められた授業時間数を出席した者で、試験等に合格した者に与える。

(3) 履修上の注意

教職課程を履修する者が、教師となる資質・能力に欠けるところがあると認められた場合、又は履修に際して、望ましくない行為があった場合、その履修を中止させ、再履修は認めない。

(4) 教職課程に関する事務手続き

教職課程に関する事務は、学生支援センターにおいて行う。

5. 履修手続

(1) ガイダンス

教職課程関係ガイダンスは、毎年4月に行う。(※後期からの希望者は、学生支援センターまで相談に来ること。)

(2) 教職課程履修登録

①教職課程登録

教職課程登録は教職課程登録料が必要となる。本学1号館1階証明書発行機にて申請書(教職登録料)を購入し、申請書を学生支援センターへ提出することで登録が完了となる。登録期間は前後期に時間割表で指示する。

②申請書の提出により、人数の面で差し支えない限り、当該年次より教職課程の履修を許可する。

教職課程履修希望者が学力不足、及び教職適性を欠くときは、原則として履修を許可しない。

③履修申告

履修許可を得た者は、学期始めに、その学年で履修する科目を履修登録する。

(3) 教職課程登録料・介護等体験費及び教育実習費

教職課程登録料、介護等体験費及び教育実習費は、必要に応じて下記の額を納入する。(平成27年4月現在)

教職課程登録料	10,000円(1～4学年のうち登録時のみ納入)
介護等体験費	約10,000円(履修年度のみ納入)
教育実習費(教育実習(1))	約3,000円(3学年の教育実習時のみ納入)
教育実習費(教育実習(2))	約10,000円(4学年の教育実習時のみ納入)

一旦納入した教職課程登録料、介護等体験費及び教育実習費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

なお、教職課程登録料、介護等体験費及び教育実習費は、経済情勢の変動等により、今後改訂することがある。

6. 免許状修得必要単位数

中学校及び高等学校の教諭の一種免許状を授与されるために必要な単位数は、免許状・免許教科の種類により、次の表の通りである。なお、この詳細は後述を参照すること。

科目区分 免許状の種類			一種免許状					
			中学校教諭		高等学校教諭			
			数学 理科 技術		数学 理科 情報		工業	
基礎資格			学士の学位を有すること					
最低修得単位数	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2単位		2単位		2単位	
		体育	2単位		2単位		2単位	
		外国語コミュニケーション	2単位		2単位		2単位	
		情報機器の操作	2単位		2単位		2単位	
	教職に関する科目		31単位	小計 59 単位	23単位	小計 59 単位	10単位	小計 59 単位
	教科に関する科目		20単位		20単位		33単位	
	教科又は教職に関する科目		8単位		16単位		16単位	
	最低修得単位数の合計		67単位		67単位		67単位	

7. 教員免許状取得までのスケジュール（一例）

スケジュールは変更になることがあるので、ポータルサイト及び掲示板を確認すること。

スタート	時期・手続き等	《各学年のチェックポイント》
1 年生	4 月 入学式 教職課程ガイダンス 教職課程登録 履修登録	▷卒業までに必要な教員免許状取得に向けた手続きの流れを把握しましょう。 ▷スタートダッシュが肝心です。 ▷免許状取得に必要な科目をなるべく多く履修しておきましょう
	10 月 履修登録	▷中高一貫教育が進んでいますので、両方の免許を取得することをお勧めします。
	11 月頃 介護等体験ガイダンス および申込（事前登録）	▷中学免許状取得希望者は、11 月頃に介護等体験ガイダンスに参加し、事前登録を行ってください。ガイダンスを欠席すると次年度の介護等体験が実施出来ませんので注意が必要です。
2 年生	4 月 履修登録	▷1 年生に引き続き、免許状取得に必要な科目を履修しましょう。
	随時 介護等体験	▷中学免許状取得希望者は随時介護等体験がスタートします。自己都合の遅刻・欠席は厳禁です。自覚を持って体験に参加してください。
	10 月 履修登録	▷11 月頃に教育実習(1)・(2)ガイダンスに参加し、教育実習に向けた準備・関連手続きがスタートします。
3 年生	11 月頃 教育実習(1)(2)ガイダンス および申込（事前登録）	▷ガイダンスに欠席すると次（々）年度の教育実習を実施出来ませんので注意が必要です。
	4 月 履修登録	▷3～6 月に教育実習(2)に向けた事前準備・関連手続きがスタートします。
	3～6 月 教育実習(2)内諾活動	▷中学免許状取得希望者は9 月に教育実習(1)がスタートします。
4 年生	9 月 教育実習(1)	▷自己都合の遅刻・欠席は厳禁です。自覚を持って実習に参加してください。
	10 月 履修登録	
	11 月頃 教育実習(2) 第2 回ガイダンス	
4 年生	4 月 履修登録 教育実習(2) 事前準備	▷随時教育実習(2)がスタートします。自己都合の遅刻・欠席は厳禁です。自覚を持って実習に参加してください。
	5～7 月 教育実習(2)	▷今までの集大成となる年です。免許状取得に必要な単位を再度確認し、全て修得してください。
	6～7 月 【希望者向け】 第1 回教員免許状 一括申請ガイダンス	▷教員免許状取得希望する方は、必ず6 月下旬に行われる第1 回教員免許状一括申請ガイダンスに出席してください。
4 年生	10 月 履修登録	
	11 月下 【希望者向け】 第2 回教員免許状 一括申請ガイダンス	▷11 月下旬の第2 回教員免許状一括申請ガイダンスでは諸手続を行います。欠席すると申請が出来なくなることもありますので注意が必要です。
	3 月 学位授与式	特に注意が必要な手続き
ゴール	教員免許状取得	

教職課程 履修総括表

		中 学 校 教 諭						
		数 学		理 科		技 術		
教職に 関する科目 授業科目の詳細は 表 1 参照	科 目 区 分						最低修得単位数	
	①教職の意義等に関する科目 ○ 教職の意義及び教員の役割 ○ 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ○ 進路選択に資する各種の機会の提供等						2	合計 31
	②教育の基礎理論に関する科目 ②－1 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②－2 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ②－3 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項						6	
	③教育課程及び指導法に関する科目 ③－1 教育課程の意義及び編成の方法 ③－2 各教科の指導法 ③－3 道徳の指導法 ③－4 特別活動の指導法 ③－5 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）						12	
	④生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ④－1 生徒指導の理論及び方法 〃 進路指導の理論及び方法 ④－2 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						4	
	⑤教育実習						5	
	⑥教職実践演習						2	
教科に 関する科目 授業科目の詳細は 表 2 参照	科目区分		最低修得単位数		科目区分		最低修得単位数	
	数 1 代数学	1	合計 20	理 1 物理学	1	合計 20	技 1 木材加工 （製図及び実習を含む。）	1
	数 2 幾何学	1		理 2 物理学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1		技 2 金属加工 （製図及び実習を含む。）	1
	数 3 解析学	1		理 3 化学	1		技 3 機械 （実習を含む。）	1
	数 4 「確率論、 統計学」	1		理 4 化学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1		技 4 電気 （実習を含む。）	1
	数 5 コンピュータ	1		理 5 生物学	1		技 5 栽培 （実習を含む。）	1
	※高等学校「数学」と同一		理 6 生物学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1	技 6 情報とコンピュータ （実習を含む。）		1	
		理 7 地学	1					
		理 8 地学実験 （コンピュータ活用を含む。）	1					
教科又は教職に 関する科目 授業科目の詳細は 表 3 参照	科 目 分 野						最低修得単位数	
	教科に関する科目 上記の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」						合計 8	
	教職に関する科目 の各区分の必要最少単位数を超えて修得する科目							
	教職に関する科目に準ずる科目							
教育職員免許法 施行規則第 66 条 の 6 に定める科目 授業科目の詳細は 表 4 参照	科 目 群						最低修得単位数	
	日本国憲法						2	合計 8
	体育						2	
	外国語コミュニケーション						2	
	情報機器の操作						2	
※高等学校と同一								
総 合 計		67 単位		67 単位		67 単位		

高 等 学 校 教 諭												
数 学			理 科			情 報			工 業			
科 目 区 分						最低修得単位数			区分 最低修得単位数			
①教職の意義等に関する科目 ○ 教職の意義及び教員の役割 ○ 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ○ 進路選択に資する各種の機会の提供等						2			①		合計 10	
②教育の基礎理論に関する科目 ②－1 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ②－2 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ②－3 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項						6			②			
③教育課程及び指導法に関する科目 ③－1 教育課程の意義及び編成の方法 ③－2 各教科の指導法 ③－4 特別活動の指導法 ③－5 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）						6			③			
④生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ④－1 生徒指導の理論及び方法 〃 進路指導の理論及び方法 ④－2 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						4			④			
⑤教育実習						3			⑤			
⑥教職実践演習						2			⑥			
科目区分 最低修得単位数			科目区分 最低修得単位数			科目区分 最低修得単位数			区分 最低修得単位数			
数 1 代数学 1			理 1 物理学 1			情 1 情報社会及び情報倫理 1			工 1 職業指導 1		合計 33	
数 2 幾何学 1			理 2 化学 1			情 2 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 1			工 2 工業の関係科目 1			
数 3 解析学 1			理 3 生物学 1			情 3 情報システム（実習を含む。） 1						
数 4 「確率論、統計学」 1			理 4 地学 1			情 4 情報通信ネットワーク（実習を含む。） 1						
数 5 コンピュータ 1			理 5 「物理学実験（コンピュータ活用を含む）、 化学実験（コンピュータ活用を含む）、 生物学実験（コンピュータ活用を含む）、 地学実験（コンピュータ活用を含む）」 1			情 5 マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 1						
合計 20			合計 20			合計 20						
※中学校「数学」と同一												
科 目 分 野						最低修得単位数						
教科に関する科目 上記の「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」						合計 16						
教職に関する科目 各区分の必要最少単位数を超えて修得する科目												
教職に関する科目に準ずる科目												
科 目 群						最低修得単位数						
日本国憲法						2						
体育						2						
外国語コミュニケーション						2						
情報機器の操作						2						
						合計 8						
※中学校と同一												
67単位			67単位			67単位			67単位			

〔表 1〕 教職に関する科目

学則第 20 条別表 2-1① 工学部・知識工学部・メディア情報学部 教職に関する科目（各学科共通） 教育課程表

科目区分		授業科目	単位数		週時間数								必選の別	
					1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
①		教職論	2	☆		2							必修	
②	②－ 1	教育原論	2	☆	2								必修	
	②－ 2	発達心理学	2	☆	2								必修	
		教育心理学	2	☆	2									
		発達と教育	2	◇		2								
	②－ 3	教育制度論	2	☆				2					1科目必修	
		教育社会学	2	☆					2					
③	③－ 1	教育課程論	2					2					必修	
	③－ 2	数学教育法(1)	2					2					該当教科の指導法より 高校：1科目必修 中学：2科目必修	
		数学教育法(2)	2					2						
		数学教育法(3)	2					2						
		数学教育法(4)	2						2					
		理科教育法(1)	2					2						
		理科教育法(2)	2						2					
		理科教育法(3)	2					2						
		理科教育法(4)	2						2					
		技術教育法(1)	2					2						
		技術教育法(2)	2						2					
		技術教育法(3)	2						2					
		技術教育法(4)	2						2					
		情報教育法(1)	2							2				
		情報教育法(2)	2								2			
		工業教育法(1)	2							2				
		工業教育法(2)	2								2			
	③－ 3	道德教育の理論と方法	2				2						中学のみ必修	
	③－ 4	特別活動の理論と方法	2				2						必修	
③－ 5	教育の方法と技術(1)	2	☆				2					1科目必修		
	教育の方法と技術(2)	2	☆					2						
④	④－ 1	生徒指導・進路指導の理論と方法	2		2								必修	
	④－ 2	教育相談とカウンセリング(1)	2	☆	2								1科目必修	
		教育相談とカウンセリング(2)	2	☆		2								
⑤		教育実習(1)	2							2			中学のみ必修	
		教育実習(2)	3								3		必修	
⑥		教職実践演習（中・高）	2									2	必修	

☆ 卒業要件の自由選択の単位数に算入される。

◇ 卒業要件の教養科目に単位数が算入される。

[表1] 教職に関する科目

各教科免許について定められた、科目区分ごとの必要単位数を修得すること。

	最低修得単位数						
	中学校教諭			高等学校教諭			
	数 学	理 科	技 術	数 学	理 科	情 報	工 業
	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	②－1～3から 1科目以上必修
	②－1～3から 各々1科目以上	②－1～3から 各々1科目以上	②－1～3から 各々1科目以上	②－1～3から 各々1科目以上	②－1～3から 各々1科目以上	②－1～3から 各々1科目以上	
	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位	6単位	
	③－1～5から 各々1科目以上	③－1～5から 各々1科目以上	③－1～5から 各々1科目以上	③-1, 2, 4, 5から 各々1科目以上	③-1, 2, 4, 5から 各々1科目以上	③-1, 2, 4, 5から 各々1科目以上	②－1～3から 1科目以上必修
	12単位	12単位	12単位	6単位	6単位	6単位	他教科の免許状 を取得しない者 は「工業教育法 (1)(2)」から 1科目以上必修
	※以下は除く 「理科教育法 (1)～(4)」 「技術教育法 (1)～(4)」 「情報教育法 (1)(2)」 「工業教育法 (1)(2)」 ※「道徳教育の理 論と方法」は必修	※以下は除く 「数学教育法 (1)～(4)」 「技術教育法 (1)～(4)」 「情報教育法 (1)(2)」 「工業教育法 (1)(2)」 ※「道徳教育の理 論と方法」は必修	※以下は除く 「数学教育法 (1)～(4)」 「理科教育法 (1)～(4)」 「情報教育法 (1)(2)」 「工業教育法 (1)(2)」 ※「道徳教育の理 論と方法」は必修	※以下は除く 「理科教育法 (1)～(4)」 「技術教育法 (1)～(4)」 「情報教育法 (1)(2)」 「工業教育法 (1)(2)」	※以下は除く 「数学教育法 (1)～(4)」 「技術教育法 (1)～(4)」 「情報教育法 (1)(2)」 「工業教育法 (1)(2)」	※以下は除く 「数学教育法 (1)～(4)」 「理科教育法 (1)～(4)」 「技術教育法 (1)～(4)」 「情報教育法 (1)(2)」 「工業教育法 (1)(2)」	上記の必修科目 を含め、①～⑥ から 10単位 ※以下は除く 「数学教育法 (1)～(4)」 「理科教育法 (1)～(4)」 「技術教育法 (1)～(4)」 「情報教育法 (1)(2)」 「道徳教育の 理論と方法」 「教育実習(1)」
	④－1, 2から 各々1科目以上	④－1, 2から 各々1科目以上	④－1, 2から 各々1科目以上	④－1, 2から 各々1科目以上	④－1, 2から 各々1科目以上	④－1, 2から 各々1科目以上	
	4単位	4単位	4単位	4単位	4単位	4単位	
	5単位	5単位	5単位	3単位	3単位	3単位	
	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	
	31単位	31単位	31単位	23単位	23単位	23単位	10単位

〔表 2〕 教科に関する科目

学則第 20 条別表 2-1② 工学部・知識工学部 教科に関する科目（各学科共通） 教育課程表を科目ごとに分割

表 2	中 学 校 教 諭	数 学
表 2	高 等 学 校 教 諭	数 学

(共通)

各教科免許について定められた、科目区分ごとの必要単位数を修得すること。

科目区分	授 業 科 目		単 位 数		週 時 間 数								必選の別	最低修得単位数
					1 年		2 年		3 年		4 年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数 1 代数学	教職課程 開設科目	代数学(1)	2	□			2						1 科目必修	1 単位 ※以下を含むこと 「代数学(1)～(3)」 から 1 科目以上
		代数学(2)	2	□				2						
		代数学(3)	2	□				2						
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
数 2 幾何学	教職課程 開設科目	幾何学(1)	2	□			2						1 科目必修	1 単位 ※以下を含むこと 「幾何学(1)～(3)」 から 1 科目以上
		幾何学(2)	2	□				2						
		幾何学(3)	2	□				2						
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
数 3 解析学	教職課程 開設科目	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
数 4 「確率論, 統計学」	教職課程 開設科目	確率論	2	□	2								必修	1 単位
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
数 5 コンピュータ	教職課程 開設科目	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
※□は原則として、卒業要件の自由選択の単位数に算入される。 ただし、学科により多少異なるので、各学科の「履修上の注意事項」を確認すること。														計 20 単位

[表2] 教科に関する科目

学則第20条別表2-1② 工学部・知識工学部 教科に関する科目（各学科共通） 教育課程表を科目ごとに分割

表2 中 学 校 教 諭 理 科

各教科免許について定められた、科目区分ごとの必要単位数を修得すること。

科目区分	授 業 科 目		単 位 数	週 時 間 数								必選の別	最低修得単位数
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
理 1 物理学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 2 物理学実験 （コンピュータ 活用を含む。）	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 3 化学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 4 化学実験 （コンピュータ 活用を含む。）	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 5 生物学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 6 生物学実験 （コンピュータ 活用を含む。）	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 7 地学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 8 地学実験 （コンピュータ 活用を含む。）	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
												計 2 0 単位	

[表2] 教科に関する科目

学則第20条別表2-1② 工学部・知識工学部 教科に関する科目（各学科共通） 教育課程表を科目ごとに分割

表2 中 学 校 教 諭 技 術

各教科免許について定められた、科目区分ごとの必要単位数を修得すること。

科目区分	授 業 科 目		単 位 数		週 時 間 数								必選の別	最低修得単位数
					1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
技 1 木材加工 (製図及び実習を含む。)	教職課程 開設科目	木材加工 (製図・実習含)	2	□				2					必 修	1 単位
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある (別表参照)。										
技 2 金属加工 (製図及び実習を含む。)	教職課程 開設科目	金属加工 (製図・実習含)	2	□				2					必 修	1 単位
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある (別表参照)。										
技 3 機械 (実習を含む。)	教職課程 開設科目	機械工作実習	2	□				2					必 修	1 単位
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある (別表参照)。										
技 4 電気 (実習を含む。)	教職課程 開設科目	電気工学概論 (実習含)	2	□				2					必 修	1 単位
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある (別表参照)。										
技 5 栽培 (実習を含む。)	教職課程 開設科目	栽培 (実習含)	2	□				2					必 修	1 単位
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある (別表参照)。										
技 6 情報とコンピュータ (実習を含む。)	教職課程 開設科目	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある (別表参照)。										
※□は原則として、卒業要件の自由選択の単位数に算入される。 ただし、学科により多少異なるので、各学科の「履修上の注意事項」を確認すること。 ※教職課程で開講されている科目と同一科目が自学科でも開講されている場合、自学科開講科目を履修すること。														計 2 0 単位

[表2] 教科に関する科目

学則第20条別表2-1② 工学部・知識工学部 教科に関する科目（各学科共通） 教育課程表を科目ごとに分割

表2 高等学校教諭 理科

各教科免許について定められた、科目区分ごとの必要単位数を修得すること。

科目区分	授 業 科 目		単 位 数	週 時 間 数								必選の別	最低修得単位数
				1 年		2 年		3 年		4 年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
理 1 物理学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 2 化学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 3 生物学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 4 地学	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
理 5 物理学実験， 化学実験， 生物学実験， 地学実験 （いずれもコンピュ ータ活用を含む。）	教職課程 開設科目	なし		教職課程での開設科目はないので、「各学科の 振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり			各学科の開設科目で、この科目区分に振り替える ことができるものがある（別表参照）。									
												計 2 0 単位	

〔表2〕教科に関する科目

学則第20条別表2-1② 工学部・知識工学部 教科に関する科目（各学科共通） 教育課程表を科目ごとに分割

表2 高等学校教諭 情報

各教科免許について定められた、科目区分ごとの必要単位数を修得すること。

科目区分	授 業 科 目		単 位 数		週 時 間 数								必選の別	最低修得単位数
					1 年		2 年		3 年		4 年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情 1 情報社会 及び情報倫理	教職課程 開設科目	情報社会と倫理	2	□				2					必 修	1 単位
	各学科の開設科目としても開講				「知識工学基盤科目」でも開講している科目である。									
情 2 コンピュータ 及び情報処理 (実習を含む。)	教職課程 開設科目	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
情 3 情報システム (実習を含む。)	教職課程 開設科目	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
情 4 情報通信 ネットワーク (実習を含む。)	教職課程 開設科目	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
情 5 マルチメディア 表現及び技術 (実習を含む。)	教職課程 開設科目	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	各学科開設の振り替え可能科目あり				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
情 6 情報と職業	教職課程 開設科目	情報社会と職業	2	□				2					必 修	1 単位
	各学科の開設科目としても開講				「知識工学基盤科目」でも開講している科目である。									
※ 教職課程で開講されている科目と同一科目が自学科でも開講されている場合、 自学科開講科目を履修すること。														計 2 0 単位

[表2] 教科に関する科目

学則第20条別表2-1② 工学部・知識工学部 教科に関する科目（各学科共通） 教育課程表を科目ごとに分割

表2 高等学校教諭 工業

各教科免許について定められた、科目区分ごとの必要単位数を修得すること。

科目区分	授 業 科 目		単 位 数		週 時 間 数								必選の別	最低修得単位数
					1 年		2 年		3 年		4 年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
工 1 職業指導	教職課程	職業指導 (1)	2	□			2						1 科目必修	1 単位
	開設科目	職業指導 (2)	2	□				2						
					この科目区分は、各学科の開設科目で振り替えられるものはない。									
工 2 工業の関係科目	教職課程	なし			教職課程での開設科目はないので、「各学科の振り替え可能科目」を履修すること。								1 単位	
	開設科目				各学科の開設科目で、この科目区分に振り替えることができるものがある（別表参照）。									
※□は原則として、卒業要件の自由選択の単位数に算入される。 ただし、学科により多少異なるので、各学科の「履修上の注意事項」を確認すること。														計 3 3 単位

[表2] 教科に関する科目

表2	別表	中学校教諭	数学
表2	別表	高等学校教諭	数学

(共通) 各学科開設の振り替え可能科目

学科 科目区分	教職課程 授業科目 単位数		工 学 部									
			機械工学科		機械システム工学科		医用工学科		電気電子工学科		建築学科	
			授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
数1 代数学	▲A 代数学(1)	2	線形代数学(1)	2	●線形代数学(1)	2	●線形代数学(1)	2	線形代数学(1)	2	●線形代数学(1)	2
	▲A 代数学(2)	2	線形代数学(2)	2	●線形代数学(2)	2	●線形代数学(2)	2	線形代数学(2)	2	●線形代数学(2)	2
	▲A 代数学(3)	2										
数2 幾何学	▲B 幾何学(1)	2										
	▲B 幾何学(2)	2										
	▲B 幾何学(3)	2										
数3 解析学			●微分積分学(1)	2	●工学リテラシー	2	●微分積分学(1)	2	●微分積分学(1)	2	●微分積分学(1)	2
			●微分積分学(2)	2	●微分積分学(1)	2	●微分積分学(2)	2	●微分積分学(2)	2	●微分積分学(2)	2
			微分方程式論	2	●微分積分学(2)	2	微分方程式論	2	微分方程式論	2	微分方程式論	2
			ベクトル解析学	2	微分方程式論	2	ベクトル解析学	2	フーリエ解析学	2	フーリエ解析学	2
			フーリエ解析学	2	フーリエ解析学	2	フーリエ解析学	2	ベクトル解析学	2		
			関数論	2	ベクトル解析学	2	関数論	2	関数論	2		
					関数論	2			工学リテラシー	2		
数4 「確率論， 統計学」	●確率論	2	数理統計学	2	数理統計学	2	●数理統計学	2	数理統計学	2	数理統計学	2
数5 コンピュータ			●コンピュータ概論	2	●数値解析	2	▲コンピュータ概論	2	●コンピュータ概論	2	●コンピュータ概論	2
			数値解析	2	Cプログラミング 及び演習	3	▲プログラミング基礎	2	数値解析	2	建築工学モデリング	2
					ロボット制御		数値解析	2	応用ディジタル工学	2		
					プログラミング	2	ソフトウェア工学概論	2	計算電子工学	2		
							プログラミング応用	2	プログラミング基礎	2		
							ディジタル回路	2	プログラミング応用	2		
							ディジタル信号処理	2	ディジタル工学	2		

●印は必修科目。

▲印は選択必修科目。1科目以上を修得すること。

▲A, ▲B印は選択必修科目。各学科開設の授業科目に加えて▲A, ▲Bから各々1科目以上を修得すること。

[表2] 教科に関する科目

		知 識 工 学 部								最低修得 単位数
都市工学科		情報科学科		情報通信工学科		経営システム工学科		自然科学科		
授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	
●線形代数学(1)	2	●線形代数学(1)	2	●線形代数学(1)	2	●線形代数学(1)	2	●線形代数学(1)	2	1 単位
●線形代数学(2)	2	●線形代数学(2)	2	●線形代数学(2)	2	●線形代数学(2)	2	●線形代数学(2)	2	
								現代代数学	2	
								集合と論理	2	1 単位
●微分積分学(1)	2	●微分積分学(1)	2	●微分積分学(1)	2	●微分積分学(1)	2	●微分積分学(1)	2	1 単位
●微分積分学(2)	2	●微分積分学(2)	2	●微分積分学(2)	2	●微分積分学(2)	2	●微分積分学(2)	2	
微分方程式論	2	微分方程式論	2	微分方程式論	2	微分方程式論	2	微分方程式論	2	
ベクトル解析学	2	ベクトル解析学	2	ベクトル解析学	2	ベクトル解析学	2	ベクトル解析学	2	
フーリエ解析学	2	フーリエ解析学	2	フーリエ解析学	2	フーリエ解析学	2	フーリエ解析学	2	
関数論	2	関数論	2	関数論	2	関数論	2	関数論	2	
				通信基礎数学	2			関数解析学	2	
数理統計学	2	離散数学	2	●基礎確率統計	2	●基礎確率統計	2	●基礎確率統計	2	1 単位
		●基礎確率統計	2	符号理論	2	多変量解析	2	離散数学	2	
		符号理論	2			●数理統計	1	自然と数理	2	
						●マーケティング・サイエンス	2			
						実験計画法	2			
●コンピュータ概論	2	●コンピュータ概論	2	●数値解析	2	●数値解析	2	●数値解析	2	1 単位
		●数値解析	2	●基礎論理回路	2	●コンピュータ概論	2	●コンピュータ概論	2	
		アルゴリズムとデータ構造	2	●コンピュータ概論	2	オペレーションズ・リサーチ	1	基礎論理回路	2	
		人工知能	2					計算物理学	2	
		計算論	2							
		情報数学	2							
		●基礎論理回路	2							
										計 2 0 単位

[表2] 教科に関する科目

表2

別表

中学校教諭

理科

各学科開設の振り替え可能科目

学 科 科目区分	工 学 部					
	原子力安全工学科		医用工学科		電気電子工学科	
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
理1 物理学	●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) 相対論入門 原子力汎論 原子炉物理学 放射線概論	4 4 2 2 2 2 2	●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) ●電磁気学及び演習 ●基礎電気回路 音響工学 相対論入門	4 4 2 3 2 2 2	●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) 相対論入門 原子力汎論 電気磁気学(1) 電気磁気学(1)演習 電気磁気学(2) 電気磁気学(2)演習 電気電子材料 電子物理基礎 光工学	4 4 2 2 2 2 1 2 1 2 2 2
理2 物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	●物理学実験	2	●物理学実験	2	●物理学実験	2
理3 化学	●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学 電気化学	2 2 2 2 2	●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学	2 2 2 2	●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学 電気化学 発変電工学 電力エネルギー基礎	2 2 2 2 2 2 2
理4 化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	●化学実験	2	●化学実験	2	●化学実験	2
理5 生物学	●生物学(1) 生物学(2)	2 2	●生物学(1) 生物学(2) ●解剖・外科学 ●生理学(1) 細胞・組織学 環境概論 環境と社会 生化学 分子生物学	2 2 2 2 2 2 2 2 2	●生物学(1) 生物学(2) 環境概論 環境と社会	2 2 2 2
理6 生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	●生物学実験	2	●生物学実験	2	●生物学実験	2
理7 地学	●地学(1) 地学(2) 地球環境科学	2 2 2	●地学(1) 地学(2)	2 2	●地学(1) 地学(2)	2 2
理8 地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	●地学実験	2	●地学実験	2	●地学実験	2

●印は必修科目。

[表2] 教科に関する科目

		知識工学部		最低修得 単位数
エネルギー化学科		自然科学科		
授業科目	単位数	授業科目	単位数	
●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) 相対論入門 ●基礎量子力学 ●分子運動論 ●基礎電磁気学	4 4 2 2 2 2 2	●物理学(1) ●物理学(2) 電磁気学 相対論入門	2 2 2 2	1 単位
●物理学実験	2	●物理学実験	2	
●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学 ●化学熱力学(1) ●化学結合論 化学熱力学(2) ●化学反応論 ●有機化学(1) グリーンケミストリー 分析化学 ●無機化学 基礎固体化学 界面化学 無機材料化学 有機化学(2) 固体物性	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	●化学(1) ●化学(2) 分子構造論 生命の化学 分子物性論 分子の運動	2 2 2 2 2 2	1 単位
●化学実験	2	●化学実験	2	
●生物学(1) 生物学(2) 生物化学 環境概論 環境と社会	2 2 2 2 2	●生物学(1) ●生物学(2) 進化論 動物学 植物学 微生物学 生命と物質	2 2 2 2 2 2 2	1 単位
●生物学実験	2	●生物学実験	2	
●地学(1) 地学(2)	2 2	●地学(1) ●地学(2) 地球変動論 プレート・テクトニクス 宇宙科学 惑星科学	2 2 2 2 2 2	1 単位
●地学実験	2	●地学実験	2	
				計 2 0 単位

【表2】 教科に関する科目

表2	別表	中学校教諭	技術	各学科開設の振り替え可能科目
----	----	-------	----	----------------

学科 科目区分	教職課程	工 学 部							
		機械工学科		機械システム工学科		原子力安全工学科			
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	
技 1 木材加工（製図及び実習を含む。）	●木材加工（製図・実習含）	2	●機械設計製図 ●創成設計演習	2 2	●基礎設計製図	2			
技 2 金属加工（製図及び実習を含む。）	●金属加工（製図・実習含）	2	●機械工学セミナー 材料工学 ●機械工作概論 材料加工学(2) 環境と機械 ●基礎設計製図 ●材料加工学(1) ●機械工学実験(2)	1 2 2 2 2 2 2 2	●機械工作概論 機械材料	2 2			
技 3 機械 （実習を含む。）	●機械工作実習	2	●材料力学(1) 材料力学(2) 材料力学(3) 応力解析学 ●機械力学(1) 機械力学(2) ●熱力学(1) 熱力学(2) 伝熱工学 内燃機関 トライボロジー ●流れ学(1) 流れ学(2) 流体力学 流体工学 ●基礎材料学 材料評価 ●機械要素 材料強度学 ●機械工作実習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	●材料力学(1) ●流れ学(1) ●熱力学(1) システム [※] イミックス及び演習 材料力学(2) 機械要素 強度解析学 機械システム 振動工学 宇宙システム学 流れ学(2) 熱力学(2) 伝熱工学 熱流体システム 制御システム設計 制御理論 計測工学 ロボット工学	2 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	注意：下記参照 ●機械工作実習 原子力機械工作概論 材料力学 熱流体工学 核反応工学 原子炉伝熱・流動工学 核燃料・材料工学 放射線安全学 原子力実験実習 原子炉運転実習 原子力技能訓練 原子力プラント工学 核燃料サイクル工学 原子力安全工学 バックエンド安全工学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
技 4 電気 （実習を含む。）	●電気工学概論（実習含）	2	電気・計測回路 ●機械工学実験(1)	2 2	●電気物理及び演習 電気回路及び演習 電子回路 電気機器 ●電気基礎実験 計測工学	3 3 2 2 2 2	注意：下記参照 信号処理とC言語 電気電子計測 電気電子基礎 放射線計測 放射線医療工学 電気機械・放射線実験(1) 電気機械・放射線実験(2) 原子炉運転制御工学 加速器利用工学 原子力危機管理 原子力リスク評価工学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
技 5 栽培 （実習を含む。）	●栽培（実習含）	2							
技 6 情報とコンピュータ （実習を含む。）			●情報リテラシー(1) ●情報リテラシー(2) 制御工学(1) 制御工学(2)	1 1 2 2	●情報リテラシー(1) ●情報リテラシー(2) ●技術日本語表現技法 数値シミュレーション	1 1 2 2	●コンピュータ概論	2	

●印は必修科目。

教職課程で開講されている科目と同一科目が自学科でも開講されている場合、自学科開講科目を履修すること。

注意：必修科目の他に2科目4単位修得すること。

[表2] 教科に関する科目

								最低修得 単位数	
電気電子工学科		エネルギー化学科		建築学科		都市工学科			
授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数		
電気製図	2			●設計基礎(2) ●設計(1) ●設計(2) 設計(3) 設計(4) 設計(5)	3 4 4 4 4 4	●設計基礎 ●都市設計製図	1 2	1 単位	
						鋼構造	2	1 単位	
ロボット応用工学	2	構造化学 材料・評価工学 化学システム工学 反応工学	2 2 2 2	●建築構造力学(1) ●建築構造力学(2) ●建築設備学基礎 建築構造力学(3) 建築構造力学(4) 耐震・耐風構造 事例研究 建築設備学	2 2 2 2 2 2 2 2 2	●機械工作実習 ●構造力学(1) ●構造力学(2) ●構造力学(3) ●構造力学(4)	2 2 2 2 2	1 単位	
電気回路(1) 電気回路(1) 演習 電気回路(2) 電気回路(2) 演習 電気電子基礎実験 電気電子工学実験 電気電子応用実験 事例研究 半導体デバイス 集積回路工学 電子回路 電子計測 電子計測応用 システム解析 システム制御工学 電気機器工学 パワーエレクトロニクス 高電圧工学 送電工学 配電工学 電気法規及び施設管理	2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
		電気化学	2			エネルギー施設工学	2		1 単位
		バイオエネルギー化学	2						1 単位
●情報リテラシー(1) ●情報リテラシー(2)	1 1	●情報リテラシー(1) ●情報リテラシー(2) コンピュータ概論	1 1 2	●情報リテラシー(1) ●情報リテラシー(2)	1 1	●情報リテラシー(1) ●情報リテラシー(2)	1 1		1 単位
									計 2 0 単位

[表2] 教科に関する科目

表2

別表

高等学校教諭

理科

各学科開設の振り替え可能科目

学 科 科目区分	工 学 部					
	原子力安全工学科		医用工学科		電気電子工学科	
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
理1 物理学	注意：下記参照 ●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) 相対論入門 原子力汎論 原子炉物理学 放射線概論	4 4 2 2 2 2 2	●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) ●電磁気学及び演習 ●基礎電気回路 音響工学 相対論入門	4 4 2 3 2 2 2	注意：下記参照 ●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) 相対論入門 原子力汎論 電気磁気学(1)演習 電気磁気学(1) 電気磁気学(2)演習 電気磁気学(2) 電気電子材料 電子物理基礎 光学	4 4 2 2 2 1 2 1 2 2 2 2
理2 化学	注意：下記参照 ●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学 電気化学	2 2 2 2 2	●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学	2 2 2 2	注意：下記参照 ●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学 電気化学 発変電工学 電力エネルギー基礎	2 2 2 2 2 2 2
理3 生物学	注意：下記参照 ●生物学(1) 生物学(2)	2 2	●生物学(1) 生物学(2) ●解剖・外科学 ●生理学(1) 細胞・組織学 環境概論 環境と社会 生化学 分子生物学	2 2 2 2 2 2 2 2 2	注意：下記参照 ●生物学(1) 生物学(2) 環境概論 環境と社会	2 2 2 2
理4 地学	注意：下記参照 ●地学(1) 地学(2) 地球環境科学	2 2 2	●地学(1) 地学(2)	2 2	注意：下記参照 ●地学(1) 地学(2)	2 2
理5 「物理学実験，化学実験，生物学実験， 地学実験（各実験コンピュータ活用を含む。）」	▲物理学実験 ▲化学実験 ▲生物学実験 ▲地学実験	2 2 2 2	▲物理学実験 ▲化学実験 ▲生物学実験 ▲地学実験	2 2 2 2	▲物理学実験 ▲化学実験 ▲生物学実験 ▲地学実験	2 2 2 2

●印は必修科目。

▲印は選択必修科目。これらの中から1科目選択必修。

注意：必修科目を除く、1科目2単位修得すること。

[表2] 教科に関する科目

エネルギー化学科		知識工学部 自然科学科		最低修得 単位数
授業科目	単位数	授業科目	単位数	
●物理学(1) 物理学(2) 物理学(3) 相対論入門 ●基礎量子力学 ●分子運動論 ●基礎電磁気学	4 4 2 2 2 2 2	●物理学(1) ●物理学(2) 電磁気学 相対論入門	2 2 2 2	1 単位
●化学(1) 化学(2) 分子構造論 生命の化学 ●化学熱力学(1) ●化学結合論 化学熱力学(2) ●化学反応論 ●有機化学(1) グリーンケミストリー 分析化学 ●無機化学 基礎固体化学 界面化学 無機材料化学 有機化学(2) 固体物性	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	●化学(1) ●化学(2) 分子構造論 生命の化学 分子物性論 分子の運動	2 2 2 2 2 2	1 単位
●生物学(1) 生物学(2) 生物化学 環境概論 環境と社会	2 2 2 2 2	●生物学(1) ●生物学(2) 進化論 動物学 植物学 微生物学 生命と物質	2 2 2 2 2 2 2	1 単位
●地学(1) 地学(2)	2 2	●地学(1) ●地学(2) 地球変動論 プレート・テクトニクス 宇宙科学 惑星科学	2 2 2 2 2 2	1 単位
●物理学実験 ●化学実験 生物学実験 地学実験	2 2 2 2	物理学実験 化学実験 生物学実験 地学実験	2 2 2 2	1 単位
				計 20 単位

[表2] 教科に関する科目

表2

別表

高等学校教諭

情報

各学科開設の振り替え可能科目

学 科 科目区分	教 職 課 程		知 識 工 学 部			
			情 報 科 学 科		情 報 通 信 工 学 科	
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
情 1 情報社会及び情報倫理	●情報社会と倫理	2	●情報社会と倫理	2	●情報社会と倫理	2
情 2 コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)			●プログラミング(1)	1	論理回路	2
			●プログラミング(2)	1	情報理論	2
			プログラミング(3)	2	オペレーティングシステム	2
			コンピュータシステム	2	●プログラミング(1)	1
			オペレーティングシステム	2	●プログラミング(2)	1
			●情報科学実験	3	コンピュータシステム	2
			ハードウェア記述言語	2	デジタル信号処理	2
			コンピュータアーキテクチャ	2		
			情報理論	2		
			プログラミング言語処理	2		
情 3 情報システム (実習を含む。)			オブジェクト指向プログラミング(1)	1	●オブジェクト指向プログラミング	1
			ソフトウェア工学	2		
			●データベースシステム	2		
			システム解析	2		
情 4 情報通信ネットワーク (実習を含む。)			●情報リテラシー	2	●情報リテラシー	2
			コンピュータネットワーク	2	情報通信工学演習及び実験(1)	2
					デジタル通信方式	2
					コンピュータネットワーク	2
					ネットワークセキュリティと管理	2
					トラフィック基礎理論	2
情 5 マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)			●デジタル信号処理	2	集積回路システム工学	2
			画像処理	2	●マルチメディア通信システム	2
			パターン認識	2		
			コンピュータグラフィックス	2		
			音声情報処理	2		
			インタラクティブ・メディア	2		
情 6 情報と職業	●情報社会と職業	2	●情報社会と職業	2	●情報社会と職業	2

●印は必修科目
教職課程で開講されている科目と同一科目が自学科でも開講されている場合、自学科開講科目を履修すること。

[表2] 教科に関する科目

経営システム工学科		最低修得 単位数
授業科目	単位数	
●情報社会と倫理	2	1 単位
●プログラミング	1	1 単位
●アルゴリズム設計	1	
●経営情報システム	2	1 単位
オブジェクト指向プログラミング	1	
サプライチェーン・マネジメント	2	
データマイニング	2	
●知的情報処理	2	1 単位
情報リテラシー	2	
コンピューターシヨナルモデリング	2	
●人間中心設計演習	1	1 単位
シミュレーション基礎	2	
経営シミュレーション演習	1	
●情報社会と職業	2	1 単位
		計 20 単位

[表2] 教科に関する科目

表2 別表 高等学校教諭 工業 各学科開設の振り替え可能科目

学科 科目区分	教職課程		工 学 部					
			機械工学科		機械システム工学科		原子力安全工学科	
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
工 1 職業指導	▲職業指導(1) ▲職業指導(2)	2 2						
工 2 工業の関係科目			情報リテラシー(1)	1	●情報リテラシー(1)	1	原子力機械工作概論	2
			情報リテラシー(2)	1	●情報リテラシー(2)	1	機械工作実習	2
			●機械工学セミナー	1	●技術日本語表現技法	2	●工学リテラシー	2
			●材料力学(1)	2	●機械工作概論	2	●科学技術史	2
			材料力学(2)	2	機械材料	2	材料力学	2
			材料力学(3)	2	●電気物理及び演習	3	熱流体工学	2
			応力解析学	2	機械システム	2	信号処理とC言語	2
			●機械力学(1)	2	機械要素	2	電気電子計測	2
			機械力学(2)	2	振動工学	2	核反応工学	2
			●熱力学(1)	2	●材料力学(1)	2	原子炉伝熱・流動工学	2
			熱力学(2)	2	材料力学(2)	2	核燃料・材料工学	2
			伝熱工学	2	強度解析学	2	放射線計測	2
			内燃機関	2	●熱力学(1)	2	放射線医療工学	2
			トライボロジー	2	熱力学(2)	2	電気機械・放射線実験(1)	2
			●流れ学(1)	2	●流れ学(1)	2	電気機械・放射線実験(2)	2
			流れ学(2)	2	流れ学(2)	2	原子力実験実習	2
			流体力学	2	伝熱工学	2	原子炉運転実習	2
			流体工学	2	熱流体システム	2	原子力技能訓練	2
			●基礎材料学	2	電気回路及び演習	3	原子力プラント工学	2
			材料工学	2	電子回路	2	核燃料サイクル工学	2
			材料評価	2	計測工学	2	原子力安全工学	2
			●機械要素	2	電気機器	2	原子炉運転制御工学	2
			材料強度学	2	システムダイナミクス及び演習	3	加速器利用工学	2
			●機械工作概論	2	制御システム設計	2	バックエンド安全工学	2
			●材料加工学(1)	2	制御理論	2	原子力危機管理	2
			材料加工学(2)	2	ロボット工学	2	原子力リスク評価工学	2
			環境と機械	2	航空宇宙工学概論	2		
			●技術者倫理	2	宇宙システム学	2		
			電気・計測回路	2	知的財産	2		
			制御工学(1)	2	数値シミュレーション	2		
			制御工学(2)	2	●基礎設計製図	2		
			知的財産	2	●機械工作実習	2		
			ロボット工学	2	創成設計演習	2		
		航空宇宙工学概論	2	●機械システム基礎実験	2			
		●機械工作実習	2	●電気基礎実験	2			
		●基礎設計製図	2	機械システム応用実験	2			
		機械設計製図	2	●機械システム設計演習(1)	2			
		創成設計演習	2	●機械システム設計演習(2)	2			
		●機械工学実験(1)	2					
		●機械工学実験(2)	2					

▲印は選択必修科目。1科目以上を修得すること。

●印は必修科目。

[表2] 教科に関する科目

								最低修得 単位数
電気電子工学科		エネルギー化学科		建築学科		都市工学科		
授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	1 単位
情報リテラシー(1)	1	●工学リテラシー	2	●情報リテラシー(1)	1	●測量学及び実習(1)	3	1 単位
情報リテラシー(2)	1	情報リテラシー(1)	1	●情報リテラシー(2)	1	●設計基礎	1	
電気回路(1)	2	情報リテラシー(2)	1	●図学	1	●図学	1	
電気回路(1) 演習	1	コンピュータ概論	2	●設計基礎(1)	1	測量学及び実習(2)	3	
電気回路(2)	2	統計熱力学	2	●設計(1)	4	●構造力学(1)	2	
電気回路(2) 演習	1	材料・評価工学	2	●設計(2)	4	●構造力学(2)	2	
●電気電子基礎実験	2	光機能性化学	2	設計(3)	4	●構造力学(3)	2	
●電気電子工学実験	2	●エネルギー化学基礎実験(1)	2	●建築構法基礎	2	●構造力学(4)	2	
電気電子応用実験	2	●エネルギー化学基礎実験(2)	2	●建築構造力学(1)	2	●水理学(1)	2	
事例研究	2	●エネルギー化学応用実験	2	●建築構造力学(2)	2	●水理学演習	1	
半導体デバイス	2	●事例研究	2	設計(4)	4	水理学(2)	2	
集積回路工学	2	構造化学	2	設計(5)	4	コンクリートの性質	2	
電子回路	2	化学システム工学	2	建築史(1)	2	鉄筋コンクリート構造	2	
ロボット応用工学	2	反応工学	2	建築史(2)	2	鋼構造	2	
電子計測	2	エネルギー変換・貯蔵工学	2	●建築計画(1)	2	地圏環境工学	2	
電子計測応用	2	高分子化学	2	●建築計画(2)	2	土の性質	2	
システム解析	2	バイオエネルギー化学	2	都市計画(2)	2	土の力学	2	
システム制御工学	2	電気化学	2	インテリアデザイン	2	地盤と基礎	2	
電気機器工学	2			ランドスケープデザイン	2	建設施工マネジメント	2	
パワーエレクトロニクス	2			事例研究	2	海外建設プロジェクトマネジメント	2	
高電圧工学	2			●建築材料(1)	2	都市計画(1)	2	
送電工学	2			建築材料(2)	2	都市計画(2)	2	
配電工学	2			●建築各部構法	2	インフラデザイン	2	
電気製図	2			建築施工法	2	都市交通計画	2	
電気法規及び施設管理	2			木質構造	2	交通施設工学	2	
				建築製図演習	2	メンテナンス工学	2	
				建築生産管理	2	水文河川工学	2	
				建築構造力学(3)	2	海岸・港湾工学	2	
				建築構造力学(4)	2	エネルギー施設工学	2	
				鉄筋コンクリート構造	2	上下水道工学	2	
				鉄骨構造	2	水圏環境工学	2	
				地盤と基礎	2	●事例研究	2	
				建築構造設計	2	●都市工学実験演習(1)	2	
				耐震・耐風構造	2	●都市工学実験演習(2)	2	
				●建築環境工学(1)	2	●都市設計製図	2	
				建築環境工学(2)	2	技術日本語表現技法	2	
				建築環境工学(3)	2	キャリア開発(1)	1	
				●建築設備学基礎	2	キャリア開発(2)	1	
				建築設備学	2	都市防災論	2	
				建築設備学応用	2			
				建築音響学	2			
				測量学及び実習(1)	3			
				●技術者倫理	2			
				建築 CAD 演習	2			
				建築実験	2			
				建築構造計画	2			
				建築防災計画	2			
				●建築総合演習	1			
				測量学及び実習(2)	3			
								計 33 単位

〔表3〕教科又は教職に関する科目／〔表4〕教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

学則第20条別表2-1③ 工学部・知識工学部 教科又は教職に関する科目（各学科共通）教育課程表

表3 教科又は教職に関する科目

各教科免許について定められた、科目分野ごとの必要単位数を修得すること。

科目分野	授業科目	単位数	週 時 間 数								必選の別	
			1 年		2 年		3 年		4 年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
教科に関する科目	表 2 の「教科に関する科目」の最低 修得単位数を超えて履修する科目											
教職に関する科目	表 1 の「教職に関する科目」の最低 修得単位数を超えて履修する科目											
教職に関する科目 に準ずる科目	介護等体験	1			1						中学のみ必修	
	道徳教育の理論と方法	2	「教職に関する科目」③－3を参照									
	文化とパーソナリティ	2	「教養科目」として履修									
	教職総合ゼミナール	2					2					

学則第20条別表2-1④ 工学部・知識工学部 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（各学科共通）教育課程表

表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

各教科免許について定められた、科目群ごとの必要単位数を修得すること。

科目群	授業科目	単位数	週 時 間 数								必選の別	
			1 年		2 年		3 年		4 年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
日本国憲法	日本国憲法	2	「教養科目」として履修								必修	
体育	基礎体育(1)	1	「体育科目」として履修								必修	
	基礎体育(2)	1										
外国語	Communication Skills(1)	1	「外国語科目」として履修								必修	
コミュニケーション	Communication Skills(2)	1										
情報機器の操作	情報リテラシー	2	各学科の開講科目として履修 (いずれかの科目は開講されている)								1科目必修	
	情報リテラシー(1)	1										
	情報リテラシー(2)	1										
	コンピュータ概論	2										
	数値解析	2										
	プログラミング基礎	2										

〔表 3〕教科又は教職に関する科目／〔表 4〕教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目

	最 低 修 得 単 位 数						
	中学校教諭			高等学校教諭			
	数 学	理 科	技 術	数 学	理 科	情 報	工 業
	計 8 単位 ※「介護等体験」は必修 ※「道徳教育の理論と方法」は除く			計 1 6 単位			

※「道徳教育の理論と方法」の取扱いについて

中学校教諭免許状を取得の場合は科目区分「教職に関する科目③－３」として加算する。

高等学校教諭免許状を取得の場合は科目区分「教科または教職に関する科目」として加算する。

	最 低 修 得 単 位 数						
	中学校教諭			高等学校教諭			
	数 学	理 科	技 術	数 学	理 科	情 報	工 業
	各科目群から各々 2 単位以上 計 8 単位						

介護等体験・教育実習・教職実践演習

介護等体験

(1) 介護等体験とは

1997年に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小学校・中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に義務付けられた。個人の尊厳と社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性の観点から、社会福祉施設や特別支援学校において、高齢者、障がい者等に対する介護、介助、これらの方々との交流等を体験させることを目的としている。

中学校教諭免許状の取得を目指す学生にとっては、介護等体験は欠かすことのできない要件となっている。一方、特別支援学校や社会福祉施設等の現場にとっては、学生が教員免許を取得するための受入体制を用意してくれている面もあるが、学生は諸活動を通して対人援助の実際・人権尊重や関係の形成の重要性を感じ、その目的や本来的役割等について理解を深めることを求められている。

したがって、社会で重要な役割を担っている特別支援学校や社会福祉施設において、学生は体験させてもらうことによって現場を混乱させることのないよう、前もって準備することが重要である。大学としては、事前指導として位置づけているガイダンスや講義への出席を満たさない者、講義中に指導する内容に従えない者等は、特別支援学校や社会福祉施設に送り出せないと判断する。

体験生は、

- ・特別支援学校や社会福祉施設に関する基本知識を頭に入れておく
- ・受入れていただく立場であることを認識する
- ・マナーに欠ける言動・態度は避ける
- ・求められた手続きを遂行する
- ・自己都合（日程変更や体験内容変更など）を主張しすぎるのは控える

など、**体験生として相応しい姿勢で参加すること。**

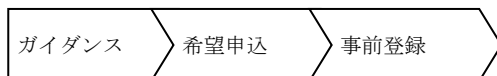
受入れ施設・受入れ学校は、日頃から緊張感を持って本来の活動に勤しんでいる。その中に体験生を迎え、体験生が参加することを前提として運営にあたっているため、遅刻や当日欠席はもちろんのこと現場を混乱させ不安に陥れる言動は禁物である。万が一、学生の取り組み姿勢や内容に著しく問題があると判断した場合は、やむを得ず体験を停止させる場合がある。その際の体験費用は返金しない。

介護等体験関連手続き

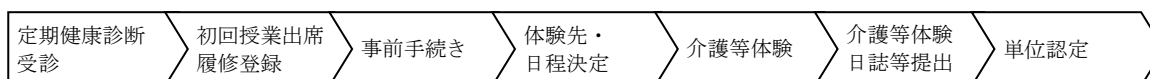
介護等体験に関する連絡事項は学内掲示板またはポータルサイトで連絡する。

手続きを怠ると次年度介護等体験が行えなくなることがあるので注意すること。

【体験実施前年度】



【体験実施年度】



(2) 対象者

1998年度以降入学者のうち中学校教諭免許状取得希望者

(3) 実施学年

2年次以降。ただし、体験の事前手続きは前年度から始まる。

(4) 科目履修申請・受講

体験実施前年度に行われるガイダンスに出席し、所定の手続きを行うこと。希望申込した段階で事前登録となる。事前登録済の者が体験実施年度初回授業時に必ず出席することで履修登録が完了となる。体験実施前年度のガイダンスを欠席した場合、介護等体験を行えなくなるので注意すること。

(5) 体験日数・体験先

特別支援学校にて2日間、社会福祉施設にて5日間の計7日間

体験先	対象者
東京都立特別支援学校	希望全学生
東京都内社会福祉施設	関東在住者（神奈川県在住者を除く）
神奈川県内社会福祉施設	神奈川県在住者

(6) 体験時期

5月中旬から翌年2月の間で教育委員会、社会福祉協議会の指定する計7日間

(7) 体験費

大学が代行して、体験費を納入する。その他、体験中に必要な費用（昼食代等）のかかる場合は、別途直接支払う必要がある。なお、一度納入された体験費用は如何なる理由があっても返却しない。

(8) 保険加入

介護等体験を行うにあたり傷害保険と賠償責任保険への加入が義務付けられている。傷害保険は、入学時「学生教育研究災害保険」に加入済みだが、教職課程活動での保険「学研災付帯賠償責任保険」に加入しなければならない。加入に際しては、学生支援センターにて手続きを行うこと。

(9) 事前手続き

体験先・日程が決定した後、講義中に「介護等体験施設決定通知」等詳細資料を配布し、必要な手続きを指示する。必要に応じて手続きを行うこと。

(10) 定期健康診断

本学が実施する定期健康診断を受診すること。受診しなかった場合は、各自医療機関にて健康診断を受診すること。なお、科目等履修生は各自医療機関にて健康診断を受診すること。

(11) 細菌検査結果書

介護等体験を行うにあたり「細菌検査結果書」の提出が義務付けられる場合がある。

病院もしくは保健所等で指定された検査を受けること。なお、検査結果には1週間～10日程度かかるので早めに受検すること。

注意：「細菌検査結果書」の提出が遅れた場合、受入先から介護等体験受入を拒否されることがある。

(12) 介護等体験実施

体験中について：

- ① 昼食代、交通費等の必要経費がある場合は、体験先担当者へ支払うこと。
- ② 「介護等体験証明書」は体験初日に体験先へ提出し、体験終了後、必要事項が記載されたものを受領すること。
- ③ 「介護等体験日誌」を記入し、可能であれば体験先の方に「助言・指導欄」の記入をお願いすること。

注意：

- ① 事故・トラブル等が発生した場合は、体験先担当者の指示に従い、必要に応じて教職課程担当教員および学生支援センターへ報告すること。
- ② 体験当日に病気等で急に介護等体験を実施できなくなった場合は、大至急 体験先と教職課程担当教員および学生支援センターに連絡を取り指示に従うこと。
- ③ 体験先において、特別支援学校や社会福祉施設に関する基本知識を理解し、受入れていただく立場であることを認識する。マナーに欠ける言動・態度は厳に慎むこと。

(13) 「介護等体験証明書」

体験終了時に、体験先社会福祉施設、特別支援学校が発行する。この証明書は紛失等した場合、再発行ができない。各自大切に保管すること。この証明書は、教員免許状申請時に必要となる。

(14) 体験日程変更

原則、日程変更は受け付けない。やむを得ない事情が発生した場合には直ちに「介護等体験日程変更届（任意書式）」「変更の理由を証明する書類」を教職担当教員および学生支援センターへ提出すること。

やむを得ない理由：休学、退学、病気、事故、教育実習との重複

(15) 辞退

辞退は原則認められない。やむを得ない理由で辞退せざるを得ないときには、直ちに「介護等体験辞退届（任意書式）」を教職担当教員および学生支援センターへ提出すること。

注意：次年度以降改めて介護等体験を行う場合は、前年度行われるガイダンスに出席すること。

(16) 中止

体験先施設が介護等体験への取り組み姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、体験の中止を指示することがある。

教育実習**(1) 教育実習とは**

教育実習とは大学の学科科目や教職課程で学んできた知識の実践化を検証する機会であり、理論と実践の統合の場である。また、実習生として学校教育の全体を総合的に認識し体験できる機会である。最低限度の実践的指導能力を培う場であると同時に、その能力について自らの適性を見極める自己評価の場でもある。

教育実習は、各教育委員会や実習校などのご理解とご協力の下で実施できるものである。学校現場にとっては日常の学校運営（授業や学校行事など）に加えて、負担を承知の上で実習生を受入れていただいている。したがって、実習校との打合せを事前に行い、当該校の方針や見解を求め、迷惑をかけたりすることなく、単に学生として学ぶのではなく、教員に準ずる立場で教員としての視点に立って真摯な態度で日々の実習に臨まねばならない。

事前・事後の手続きについては、情報を収集・確認し、スケジュールの管理を各自で確実に行うこと。また、実習校を訪問する際には、スーツを着用し、身だしなみ（髪型・髪色）、言動等への細かな気遣いが必要である。勤務態度・服装・礼儀・マナーなど実習生として相応しい姿勢で臨むこと。

(2) 実習実施前提条件

- ① 教育実習該当前年度ガイダンス（「教育実習(2)」は前々年度にも実施）に出席すること
- ② 教育実習事前登録を期限内に完了していること

(3) 実習期間・時期

取得希望免許状	最低実習期間	実習時期
中学校免許状のみ	3週間	実習校が指定した時期
高等学校免許状のみ	2週間	
中学・高校免許状	3週間	

(4) 保険加入

教育実習を行うにあたり傷害保険と賠償責任保険への加入が義務付けられている。傷害保険は、入学時「学生教育研究災害保険」に加入済みだが、教職課程活動での保険「学研災付帯賠償責任保険」に加入しなければならない。加入に際しては、学生支援センターにて手続きを行うこと。

教育実習

教育実習(1)

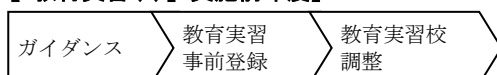
内容は、事前指導（講義及び演習）、現場における授業参観を主体とする本実習（観察実習）、事後指導である。本実習は3年次の9月に、実習生として小学校、中学校、高等学校のいずれかで1週間、実習校教員の指導を受けながら勤務するものである。

教育実習関連手続き

教育実習に関する連絡事項は学内掲示板またはポータルサイトで伝える。

手続きを怠ると教育実習が行えなくなることがあるので注意すること。

【「教育実習(1)」実施前年度】



【「教育実習(1)」実施年度】



(1) 実習実施前提条件

- ① 教育実習該当前年度ガイダンスに出席すること。
- ② 教育実習事前登録を期限内に完了していること。

(2) 教育実習ガイダンス

- ① 教育実習を履修希望する者は履修前年度に行われる「教育実習（１）」ガイダンスに必ず出席し、履修許可を受けること。なお、欠席した場合は、「教育実習（１）」実施年度に教育実習を受講することができないことがあるので注意すること。
- ② 教育実習は本学付属関連学校及び本学指定校での実習となるので、諸手続等の説明を行う。

(3) 教育実習実施

- ① 実習校への挨拶・手続き
実習に関する必要書類を配布するので、受け取り、実習校との事前打合せまたは当日に必ず持参し、挨拶をすること。
- ② 実習中のトラブル・事故・病気等
実習中の重大な作業トラブルや病気・怪我等実習先で問題が生じた場合は、必ず実習担当教員に相談するとともに、教職課程担当教員及び学生支援センターに連絡すること。
- ③ 教育実習終了
教育実習終了後、お世話になった先生方へお礼状を出し、感謝の気持ちを示すこと。
教員採用が決定した場合もご報告すること。

【教育実習一般に関する注意事項】

- ① 教育実習を履修する者は、教職課程専任教員の指導を受けること。
- ② 教育実習期間中は皆勤すること。ただし、やむを得ない事由による欠席は、あらかじめ本学教職課程専任教員に連絡し、その指示を受けること。
- ③ 教育実習を履修する者は実習校の校則を守り、教育方針を理解し、かつ校長・教職員の指示に従うこと。
- ④ 教育実習を履修する者は教育実習生としての本分を忘れず、態度・服装・言動等に適切な配慮を払うこと。
- ⑤ 教育実習の履修に際して、本冊子に違反し、又は教育実習生として望ましくない行為があったときは、ただちに履修を停止することがある。
- ⑥ 教育実習日誌・お礼状・資料等は実習終了後、ただちに実習校の校長に提出すること。
- ⑦ 教育実習に関する事務は学生支援センターにおいて行う。なお、手続等の詳細については、掲示およびポータルサイト等により指示する。

教育実習

教育実習(2)

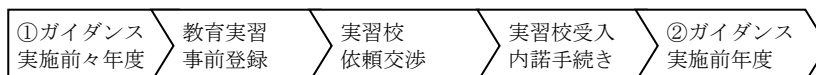
「教育実習(2)」は、4年次の5月から7月にかけて主として母校(中学校または高等学校)で2週間～3週間実習を行う。現場における実習に加え、事前事後指導から成り、いずれも受講しなければならない。

教育実習関連手続き

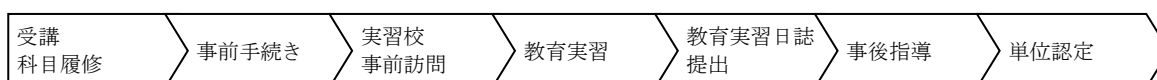
教育実習に関する連絡事項は学内掲示板またはポータルサイトで伝える。

手続きを怠ると教育実習が行えなくなることがあるので注意すること。

【「教育実習(2)」実施前年度及び前々年度】



【「教育実習(2)」実施年度】



(1) 実習実施前提条件

- ① 教育実習該当前々年度ガイダンスに出席し、事前登録を期間内に完了していること。
- ② 下記の科目を3年修了時までに履修していること。
 - ・「教職論」
 - ・「生徒指導・進路指導の理論と方法」
 - ・各教科指導法(1科目以上)

(2) 教育実習ガイダンス(2回開催)

- ① 教育実習を履修する者は履修前々年度に行われる「教育実習(2)」第1回ガイダンスに必ず出席し、履修許可を受けること。なお、欠席した場合は、「教育実習(2)」実施年度に教育実習を受講できないことがあるので注意すること。
- ② 教育実習は原則として母校実習となるが、必要な諸手続等の説明を行う。
- ③ 教育実習の前年度に第2回ガイダンスを行い、実施に向けての最終意志確認を行う。

(3) 母校実習

注意事項：

- ① 実習前年度6月末日までに、当該学校長の受入れ内諾をとる。
- ② 内諾を得た後、その結果を直ちに教職課程担当教員および学生支援センターへ連絡し、「教育実習内諾依頼連絡票」を提出すること。
- ③ 教育実習(5～7月)の時期設定は実習校の決定に従い、全期間を通じて毎日連続して実習を行う。
- ④ 教育実習の実習校への正式依頼は本学が行う。
- ⑤ 教育実習校の決定後は本人の都合によって、実習校の変更はできない。

(4) 教育実習セミナー(教育実習事前指導)

教育実習セミナーは、「教育実習(2)」の一環として、1泊2日の合宿方式で行う。ここでは、教育実習を行う者としての心構え、生徒に対する指導の方法等、教育実習の事前準備の最終確認を行う。なお、この日時・内容の詳細については別途連絡する。別途費用(約10,000円)がかかる。

(5) 教育実習実施**① 実習校への挨拶・手続き**

母校実習に行く前に実習校宛の受入れ依頼など、実習に関する必要書類を配布するので、実習校との事前打合せまたは当日に必ず持参し、ご挨拶すること。

本学系列校へ実習に行く者は、別途指示する。

② 実習中のトラブル・事故・病気等

実習中の重大な作業トラブルや病気・怪我等実習先で問題が生じた場合は、必ず実習担当教員に相談するとともに、教職課程担当教員及び学生支援センターに連絡すること。

③ 教育実習終了

教育実習終了後、お世話になった先生方へ礼状を出し、感謝の気持ちを示すこと。

教員採用が決定した場合もご報告すること。

【教育実習一般に関する注意事項】

- ① 教育実習を履修する者は、教職課程専任教員の指導を受けること。
- ② 教育実習期間中は皆勤すること。ただし、やむを得ない事由による欠席は、あらかじめ本学教職課程専任教員に連絡し、その指示を受けること。
- ③ 教育実習を履修する者は実習校の校則を守り、教育方針を理解し、かつ校長・教職員の指示に従うこと。
- ④ 教育実習を履修する者は教育実習生としての本分を忘れず、態度・服装・言動等に適切な配慮を払うこと。
- ⑤ 教育実習の履修に際して、本冊子に違反し、又は教育実習生として望ましくない行為があったときは、ただちに履修を停止することがある。
- ⑥ 教育実習日誌・礼状・資料等は実習終了後に、ただちに実習校の校長に提出すること。
- ⑦ 教育実習に関する事務は学生支援センターにおいて行う。なお、教育実習手続等の詳細については、掲示およびポータルサイト等によって指示する。

教職実践演習**(1) 教職実践演習とは**

免許法施行規則の改正により、2010年度以降入学生より「教職実践演習」を履修しなければならない。

「教職実践演習」とは4年生の後期に開講される科目で、教員として必要な知識・技能を修得したことを確認するための総まとめとして位置づけられた科目である。この科目では、特に教員としての資質が問われる内容となっている。また「教職履修カルテ」の作成が必要となる。

(2) 「教職履修カルテ」の作成について

教員免許を取得しようとする学生は、教職課程の科目履修を始めてから「教職実践演習」（4年後期）の授業を受けるまでの間、各自「教職履修カルテ」を作成しなければならない。「教職履修カルテ」とは、自分が教職課程の授業の中で何を学んだかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりにしてもらうためのものである。

「教職実践演習」の履修には、「教職履修カルテ」の作成が必須である。それまでに準備が整わない場合、授業を履修することができない。具体的な書類の作成方法については、ガイダンス等での指示に従うこと。

履修上の注意事項

履修上の注意事項

- 教職課程の履修手続については、まず履修登録（申請書の提出、**有料**）を、次いで履修申請を行う。
- 教職課程を履修するに際しては、教育課程表に従って、1年次より周到な履修計画を立てる必要がある。教職課程への履修登録は、1年次から4年次まで、どの学年でも可能である。しかし原則としては教職課程カリキュラム及び各学科カリキュラムとの整合性を確保するため、遅くとも2年次からの履修スタートが望ましい。
- 教職課程の履修者で、卒業直後に教員を目指す者は、就職機会の多様性・効果性を考えると、2種類以上の一種免許状を取得することが望ましい。また、履修者の事情により履修途中でリタイアしても、それまでに修得できた個々の科目、とくに「教職に関する科目」の単位数は、卒業後にも有効である。例えば、卒業後、全国の大学の教職課程に科目等履修生として在籍する場合、既得の単位数は履修単位に積算されることになる。
- 教育実習は現場の課題に適切に対応できる、力量ある教師の養成をめざすための体験学習科目である。
 そのうち、「教育実習(1)」(2単位)は中学校一種免許状取得の場合の必修科目である。内容は、実習校(小学・中学・高校)における観察実習(授業参観)を主体とし、この実習は3年次の9月に1週間実施される。観察実習の内容は、必ずしも各免許教科に固定されるものではなく、他教科の授業参観も許される。「教育実習(1)」は、教師としての適性の有無を探る機会にもなる。
 また、「教育実習(2)」(3単位)は中学校及び高等学校の一種免許状の場合の必修科目(ただし、「工業」の免許状の場合は選択必修科目)であり、実習校(中学・高校)における授業担当(教壇実習)を主体とする。実習期間は、例年4年次の5月から7月にかけての2週間である。この実習は、教職課程カリキュラム全体の集大成として位置づけられる。
- 学部段階の一種免許状に加えて、学部卒業後の大学院段階では、さらに専修免許状の取得が可能である。本学大学院工学研究科修士課程では、専攻ごとに指定されている科目(「教科に関する科目」)から24単位以上を修得する者は、修士の学位を有するとき、専攻により専修免許状を取得することができる。この点の詳細については、本学の「大学院履修要綱」を参照すること。

博物館学芸員課程

博物館学芸員課程

1. 博物館学芸員とは

文部科学省は、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築を目指している。このような生涯学習を支援する場として図書館や博物館が重要な役割を果たすことが、社会から期待されている。図書館が主に文献を収集、保管、展示する場であり、図書館司書がその職務を遂行しているのに対して、博物館は主に有形の資料を保管、収集、展示する場であり、博物館学芸員がその任に当たっている。さらには、博物館学芸員は自身の専門に基づいた調査研究、教育普及なども行うアカデミックな職業である。博物館学芸員の資格は、図書館司書と同様に文部科学省が所管する国家資格である。

国内の博物館を分類すると、歴史・民族・民俗・美術などを中心とする文系博物館と、自然史（自然誌）・科学・工学（技術）などを扱う自然系博物館とに分けられ、本学の学芸員課程では主に後者の自然系博物館に従事する人材の養成をめざしている。

なお、欧米では、博物館に従事する人を curator（キュレーター）とよび、博物館を中心とした生涯教育の助言、指導に与る者として重要な存在であり、社会的には大学における教授職と同等の地位とみなされている。

2. 学芸員課程の概要

1929年に武蔵高等工学校として創立以来、80年以上にわたり、本学は産業界に多くの卒業生を送り出し、科学技術立国の一翼を担ってきた。本学は豊かな教養を受け、深く専門の学術を教授研究することにより、文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献することを目的としており、これをうけて、知識工学部は、21世紀の知識基盤社会において、高度な科学技術知識を有し、これらを総合的に活用できる人材の育成を目的としている。平成21年度より、東京都市大学 知識工学部 自然科学科に設置された学芸員課程は、科学技術と社会との架け橋となる人材を養成することを目的としている。

博物館法第5条第1項第1号に「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」は学芸員の資格を有する、と定められている。これに基づき、本学においても、博物館学芸員の資格取得に関しては、学則で次のように定められている。

（学芸員の資格）

- 第20条の2 学芸員の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法及び同施行規則に定められている博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の博物館に関する科目の単位を修得するために開講する科目及びその単位数は、別表1の知識工学部自然科学科の専門科目教育課程表に定める。
- 3 第2項の科目の履修に関する規定は別に定める。

博物館法の「博物館に関する科目」に該当する本学の学芸員資格関連科目は次の表のとおりである。博物館法施行規則に定められた科目名称および内容と本学の授業科目名および内容との対応については備考を参照してほしい。

「博物館に関する科目」開講科目一覧

法令上の科目		本学 自然科学科における開講科目			
科目名	単位数	科目名	単位数	受講年次	備 考
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	2年	
博物館概論	2	博物館学(1)	2	2年	博物館法施行規則の定める「博物館概論2単位」に相当する。
博物館経営論	2	博物館学(2)	2	2年	博物館法施行規則の定める「博物館経営論2単位」に相当する。
博物館資料論	2	博物館学(3)	2	3年	博物館法施行規則の定める「博物館資料論2単位」に相当する。
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	3年	
博物館展示論	2	博物館展示論	2	3年	
博物館教育論	2	博物館教育論	2	2年	
博物館情報・メディア論	2	映像表現論	2	2年	博物館法施行規則の定める「博物館情報・メディア2単位」に相当する。
博物館実習	3	博物館学実習(1)	1	3年	
		博物館学実習(2)	2	3年	

履修上の注意事項

●学芸員課程の履修について

学芸員の資格は、前掲の学芸員資格関連科目の単位をすべて修得することで認定される。博物館学芸員課程を履修することができる者には、特に制限を設けない。学芸員課程の講義科目は通常の授業登録システムで受講申請をすることで履修可能である。ただし、実習科目である「博物館実習(1)」および「博物館実習(2)」の履修については、受け入れ先博物館との連携が必要なため、講義初回にガイダンスを行い、履修者登録を行う。また、実習科目については別途実習費を納めなければならない。なお、博物館学芸員課程に関する事務は、学生支援センターにおいて行う。

●博物館実習について

博物館実習は体験学習科目であり、各地の博物館において資料の展示や管理についての実務を学ぶ。実習期間は受け入れ先の博物館によって異なるが、概ね1～2週間程度となろう。受け入れ先博物館の受け入れ人数には限りがあり、また、受け入れ先となる施設にも限りがあるため、講義初回にガイダンスを行い、あわせて履修者登録を行う。そのため、受講希望者は必ず初回の講義に出席すること。実習費の納入期日など事務手続きの詳細についてもガイダンスの際にアナウンスがある。

●自然科学科以外の学生の履修に関する注意

知識工学部自然科学科以外の本学学生、本学卒業生、他大学学生については、本学学則の他学部他学科履修、科目等履修生、単位互換制度の規定に基づいて、ひろく受講を認める。その際、本学学生については、学芸員資格関連科目の単位が所属学科の卒業要件に含まれない場合もあるので、所属学科の教務委員とよく相談したうえで履修申請を行うことを強く推奨する。また、卒業生、他大学学生については、博物館法施行規則に記載された科目名と本学での開講科目名とが一致していない授業科目があるので、前掲の表の備考をよく読んで各自対応してほしい。

参考：博物館法

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

①実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

②分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

③一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

④博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

⑤博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

⑥博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

⑦博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

⑧当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

⑨社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

⑩他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

⑪学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

（館長、学芸員その他の職員）

第4条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

①学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

②大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの

③文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

（学芸員及び学芸員補の研修）

第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第9条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第9条の2 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第2章 登録

(登録)

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条及び第29条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第11条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

①設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

②名称

③所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

①公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

②私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第12条 都道府県教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第1項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

①第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

②第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

③第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

④1年を通じて150日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第13条 博物館の設置者は、第11条第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県教育委員会は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第14条 都道府県教育委員会は、博物館が第12条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から2年間はこの限りでない。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定により登録の取消をしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第15条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消さなければならない。

(規則への委任)

第16条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県教育委員会の規則で定める。

第17条 削除

第3章 公立博物館

(設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第24条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第25条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第26条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第24条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第①号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第③号及び第④号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

①当該博物館について、第14条の規定による登録の取消があつたとき。

②地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

③地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

④地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第4章 私立博物館

(都道府県教育委員会との関係)

第27条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第28条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第5章 雑則

(博物館に相当する施設)

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。